

徳島市市税賦課徴収条例（昭和 2 5 年徳島市条例第 2 3 号。以下「条例」という。）第 1 0 条の 2 第 1 項の規定により、地方税法（昭和 2 5 年法律第 2 2 6 号）又は条例に定める申告、申請、請求、届出その他書類の提出（審査請求に関するものを除く。）又は納付若しくは納入に関する期限のうち、次に掲げる地域に住所（納税者及び特別徴収義務者が法人である場合は、本店又は主たる事務所の所在地）を有する者に係るもので、その期限が令和 8 年 7 月 2 8 日以降に到来するものについては、その期限を別途市長が告示で指定する期日まで延長する。

令和 8 年 8 月 2 5 日

徳島市長 遠藤 彰良

指 定 地 域
八代市、宇土市、宇城市、八代郡氷川町